

# 栃木県会計年度任用職員（精神保健相談員）募集要項

栃木県精神保健福祉センターでは、会計年度任用職員（精神保健相談員）の募集を行います。

## 1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県精神保健福祉センター 宇都宮市下岡本町2145-13	・精神保健福祉に関する電話相談 ・パソコンによる資料作成 など

## 2 勤務条件

- (1) 任期 令和6(2024)年9月2日から令和7(2025)年3月31日まで  
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。  
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期满了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 週20時間未満とし、勤務日は勤務の実情に応じて、所属長が割り振るものとします。原則、時間外勤務はありません。
- (3) 給与  
① 時給 1,385円  
② 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。

なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。

- (4) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (5) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険への加入はありません。災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。  
なお、以下に該当しない場合は、国民年金及び国民健康保険に加入することとなります。  
① 週の所定時間が20時間以上であること。  
② 賃金の月額が8.8万円以上であること。  
③ 雇用期間が2か月を超えることが見込まれること。  
④ 学生でないこと。
- (6) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

## 3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

(次のいずれにも該当しない人)

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人  
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

#### 4 受付期間

令和6（2024）年8月22日（木）まで

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

#### 5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- (1) 日 時 要相談
- (2) 場 所 栃木県精神保健福祉センター内

#### 6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和6（2024）年8月22日（木）必着】

- (1) 履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

※持参の場合には、平日の8：30～17：15の間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込（精神保健相談員）」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

##### ○応募書類の送付・提出先

〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13

栃木県精神保健福祉センター（TEL028-673-8785）

#### 7 結果の発表

選考結果については、電話でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

# 栃木県精神保健福祉センター案内図



## 問い合わせ先

栃木県精神保健福祉センター

電話 028-673-8785